

2020年3月4日

南海辰村建設株式会社

裁判の結果に対する当社見解について

2019年4月22日付「上告受理申立てに関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の上告受理申立てに関して、2020年3月3日付で最高裁判所より上告審として受理しない旨の決定が通知されました。これにより、当社に株式会社大覚への損害賠償金の支払いを命じた大阪高等裁判所の判決（以下「高裁判決」といいます。）は確定することになります。これまで、ステークホルダーの皆さまには、多大なるご心配をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

当社は最高裁判所への上告受理申立てにおいて、高裁判決で示された事実認定の手法には問題点（下記「2. 高裁判決における事実認定の問題点」参照）があり、高裁判決は過去の最高裁判例がいう「重大な瑕疵」の判断を誤っており破棄されるべきである旨の主張をしておりますが、最高裁判所はその主張を認めず、当社の上告受理申立てに対して不受理とする決定を下しました。その結果、当該問題点に対する最高裁判所としての判断は示されないこととなりました。この最高裁判所の決定は誠に遺憾であり、適切な手法による事実関係の認定が行われていない状況下、当社としては、建物の構造耐力は十分保たれており、安全性に問題はないという考えは何ら変わるものではありません。以下に当社の見解を記載いたします。

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、大覚より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の支払を求めて、2010年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対し損害賠償請求訴訟を提起し、両訴は、建築関係訴訟を専門的に取り扱う同地裁第10民事部（建築・調停部）において裁判上の手続きにより併合審理され、2013年2月26日第一審判決の言い渡しがありました。判決では、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して、補修費用約10百万円等を除く大部分が認められた一方、大覚の請求はほとんどが棄却されました。

しかしながら、大覚がこの判決を不服として、2013年3月11日大阪高等裁判所に対し、控訴を提起していましたが^(注1)、2019年4月12日控訴審判決がありました。主な判決として、第一審判決を変更し、当社が大覚に対し、総額1,875百万円およびこれに対する遅延損害金を支払えなど、当社として到底承服できない判決内容であったので、2019年4月22日最高裁判所に上告受理の申立を行いました。

(注1) 控訴審で大覚は、第一審では審理の対象となっていない「基礎梁の打継ぎ処理」を請求の拡張として主張し、この瑕疵のみをもって建替えを要すると主張してきました。建築工事の「瑕疵」はそれぞれの瑕疵につき原因が異なり、瑕疵原因が異なれば別訴として、まずは地方裁判所の建築関係訴訟の専門部において審理されるべきであるという当社の異議申立ては蔑ろにされ、「基礎梁の打継ぎ処理」について、いきなり高等裁判所において審理、判断されました。これは当社の審級の利益（当事者は第1審、第2審、第3審と各審級の訴訟手続を利用し、裁判所に慎重な判断を求めることが許される利益）を侵害するものです。

関連リンク

- 2011年2月25日付 [「訴訟の提起に関するお知らせ」](#)
- 2013年2月27日付 [「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」](#)
- 2013年4月30日付 [「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」](#)
- 2019年4月12日付 [「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」](#)
- 2019年4月22日付 [「上告受理申立に関するお知らせ」](#)

2. 高裁判決における事実認定の問題点

- (1) 本件建物が鉄筋コンクリート造であることを考慮せずに、鉄筋の存在を無視して構造耐力に及ぼす影響を「コンクリート」という素材のみで判断している。
- (2) 「あるべき構造耐力」について何ら具体的基準を示さずに、感覚的判断により建物建替えを要すると結論付けている。

3. 上記問題点における当社の見解

(1)について

高裁判決の考え方は、コンクリートの打継ぎ部をコア抜きしてこれが分離した場合は、「構造耐力の低下をきたし、建替えを要する」とするものであるが^(注2)、構造計算においては打継ぎ部でのコンクリート同士の接着は考慮されず、鉄筋コンクリート建築物の安全性は鉄筋を含めて検討する必要がある。高裁判決は「コンクリート耐力」と「鉄筋コンクリート造としての建物の構造耐力」の関係を取り違えており、この考え方に基づけば、現実にも打継ぎ部が分離する建物が多く存在するという状況において、極めて多くの鉄筋コンクリート造建築物が不明確な感覚的基準に基づき建替えをしなければならないことになる。

(注2) 高裁判決のこの考え方は、控訴審において採用された専門委員の「意見」を参考にしたと思われませんが、民事訴訟法上、専門委員は客観的根拠を示して「説明」することが求められています。当社は客観的根拠を示して説明するように求めましたが、高裁ではそのような訴訟指揮はなされず、専門委員は「説明」することなく「意見」を述べるにとどまり、民事訴訟法のあるべき運用に反する取扱いがなされました。

(2)について

最高裁判所平成14年9月24日判決（集民207号289頁）に基づけば、建替え費用相当額の損害賠償が認められるためには、補修では対応できない「建物に重大な瑕疵」がある場面に限定されるはずであるが、高裁判決は、本件建物の建替えの必要性判断において、基準となる「あるべき耐力」を明示しておらず、本件建物が「重大な瑕疵」、すなわち地震等を契機として倒壊しかねない危険性があるかどうかについて、前記最高裁判決に即した判断をしていない。また本件建物の構造耐力の低下は、補修により回復が可能であり、地震等を契機として倒壊しかねないような危険性、すなわち「重大な瑕疵」はなく、高裁判決の判断は前記最高裁判決の判断枠組みに反するものである。

4. 今後の方針

当社としましては、本件建物の建替えは必要ないという考えに揺るぎはありませんが、司法の最終判断として真摯に受け止め、判決で命じられた金額を大覚に支払うとともに、今後の施工管理への教訓として、より一層の施工精度の向上に努めてまいります。

以上